

木造住宅の振興施策等

国土交通省 住宅局 住宅生産課
木造住宅振興室

目次

I 和の住まいの推進

II 木造住宅の振興施策等

- 1 木造住宅供給に係る現状
- 2 地域型住宅グリーン化事業
- 3 大工技能者等の担い手確保・育成事業
- 4 サステナブル建築物等先導事業（気候風土型）

III その他、制度改正関係

I 和の住まいの推進

2

「和の住まい」の推進

1. 趣旨

日本の地域の気候・風土・文化に根ざした住まいづくりや住まい方を含めた日本の住文化の良さの再発見・普及に向けた「和の住まい」を推進する。



(住まいの要素)

瓦屋根、深い軒、板壁、漆喰壁、高窓・天窓、すだれ・よしず、格子、雨戸、襖・引戸、欄間、障子、続き間、縁側、玄関、吹抜け、畳、板の間、土間、真壁、大黒柱、床の間、囲炉裏、土壁、濡れ縁、坪庭、植栽、前庭・・・

卓袱台、炬燵、七輪、布団、座布団、蚊帳、行水、打ち水、着物、羽織、袴、下駄、草履、湯たんぽ、風呂敷、団扇・・・



2. 推進体制（和の住まい推進関係省庁連絡会議）

文化庁、農林水産省、林野庁、経済産業省、国土交通省、観光庁により構成

3. 主な活動

(1) 各界有識者の声を盛り込んだ手引き書等のとりまとめ

- 日本の伝統的な住まいの中にある「生活のシーン」と「住まいの要素」別の「日本の住まいの知恵」を整理した手引き書「和の住まいのすすめ」（日本語版、英訳版）をとりまとめ。
- 関係省庁による「和の住まい推進関連施策」をとりまとめ。

→ 国土交通省HPに公開

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000078.html

(2) 普及活動の展開

関係省庁が連携し機会を捉えて普及を推進。

和の住まいに関するリレーシンポジウムを実施。（計35カ所）

平成25年度：新潟県・愛知県・山口県・熊本県

平成26年度：宮城県・千葉県・富山県・大阪府・岡山県・高知県・鹿児島県

平成27年度：福島県・徳島県・岐阜県

平成28年度：岩手県・鳥取県・岐阜県・京都府

平成29年度：京都府・岐阜県・長野県・石川県

平成30年度：栃木県・埼玉県・長野県・岐阜県・京都府・鳥取県・岡山県

令和元年度：宮城県、栃木県、群馬県、鳥取県、岡山県、鹿児島県

令和2年度(予定)：山形県、静岡県、京都府、鳥取県、広島県、山口県

3

和の住まい推進関連施策(全体像)

海外に向けたアピールの展開	国内各層へのアピールの展開	担い手・技術の継承・振興	推進体制(例)
①「和の住まい」に関する関連施策ポータルサイトの開設	②「和の住まいのすすめ」パンフレットの作成・周知(日本語版・英語版)	⑬地域の気候風土に応じた住まいづくりの推進(気候風土適応住宅の省エネ基準の一部合理化)	和の住まい推進関係省庁連絡会議(文化庁、農水省、林野庁、経産省、国交省、観光庁)
③beyond2020 プログラム ④日本博 ⑤東京2020公認文化オリンピック ⑥東京2020応援文化オリンピック	⑦伝統建築工の技のユネスコ無形文化遺産への提案 ⑧住宅や民家等の文化財としての指定・登録・選定	⑨伝統的構法の利用促進のための建築基準の合理化等 ⑩建築基準制度の見直し	文化情報プラットフォーム(文化庁)
⑪海外日本庭園再生プロジェクト	⑫畳表等の普及啓発(畳・きもの・お茶・お花の総合パフォーマンス展等)	⑭和の住まいリレーシンポジウムの推進	和文化・産業連携振興協議会(畳・着物・お茶・お花業界の関係者)
⑬インバウンド需要拡大推進事業	⑮歴史的資源を活用した観光まちづくり支援(ワンストップ支援)	⑯サステナブル建築物等先導事業(気候風土適応型)	歴史的資源を活用した官民連携推進チーム(専門家会議+連携推進室)
⑭JAPANブランド育成支援等事業	⑰日本遺産を活かした伝統芸能ライブ「NOBODY KNOWS」プロジェクト	⑱大工技能者等の担い手確保・育成事業	新輸出大国コンソーシアム(経産省等1,122支援機関)
⑲国内商談会※の開催による企業支援 ⑳海外見本市※への出展支援 ㉑貿易投資相談サービス ㉒新輸出大国コンソーシアムによる支援 ㉓中小企業海外展開現地支援プラットフォーム・コーディネーターによる現地ビジネス展開に関する相談サービス ※:オンライン商談会を含む	㉔選定保存技術の選定	㉕ふるさと文化財の森推進事業	
㉖ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業 ㉗サービス等生産性向上IT導入支援事業費(IT補助金) ㉘中小企業連携組織対策推進事業(中小企業組合等課題対応支援事業) ㉙小規模事業者持続化補助金 ㉚伝統的工芸品産業支援補助金			

情報発信・普及啓発

事業者支援、個人利用・参加

4

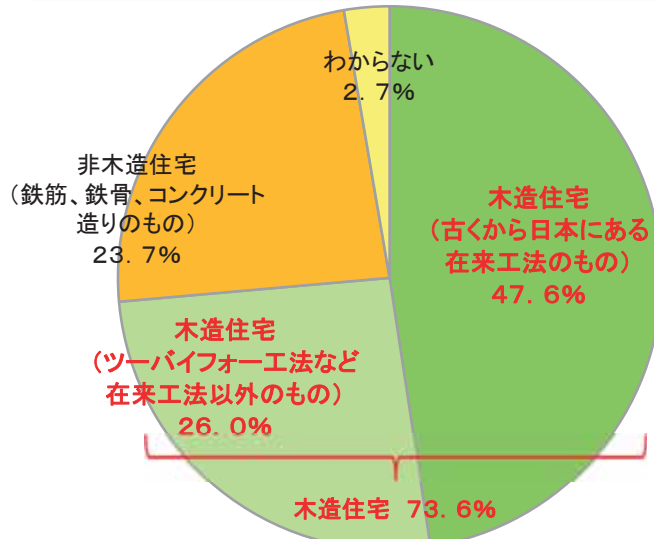
Ⅱ 木造住宅の振興施策等

1. 木造住宅供給に係る現状

木造住宅への国民ニーズが高い

- 令和元年の世論調査によれば、**4分の3の国民が木造住宅を指向**。
- 住宅**ストック数の約57%**、住宅**ストック面積の約68%**が木造。

質問：新たに住宅を建てたり、買ったりする場合、
どんな住宅を選びたいか？



（内閣府「森林と生活に関する世論調査」（令和元年））

住宅ストックの現状

	総数 A	木造 B	木造率 B/A
住宅数 (万戸)	5,366	3,055	57%

（総務省「H30年 住宅・土地統計調査」）

住宅・建築物ストックの現状（面積）

	延べ 床面積 A	木造 B	木造率 (B/A)
住宅 (万㎡)	574,882	392,397	68.3%
非住宅※ (万㎡)	198,653	10,933	5.5%

※公共の非住宅建築物を除く

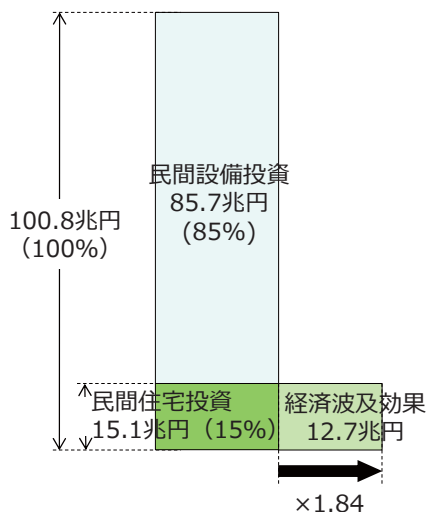
（国土交通省「建築物ストック統計（H30.1.1現在）」）

6

国民経済に占める住宅投資と木造住宅

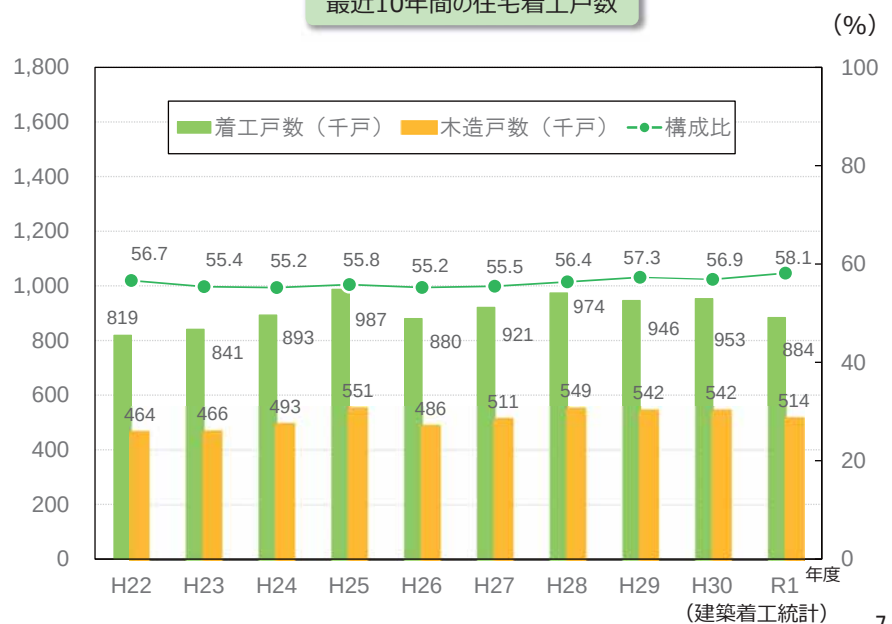
- 住宅投資は、民間投資の15%を占め、住宅関連支出等を含めた経済波及効果は年間約12.7兆円。年間の住宅着工戸数のうち木造住宅は、過半の約58%を占めており、木造住宅は国民経済の重要な担い手。

民間投資における住宅投資の状況 (H30年度)



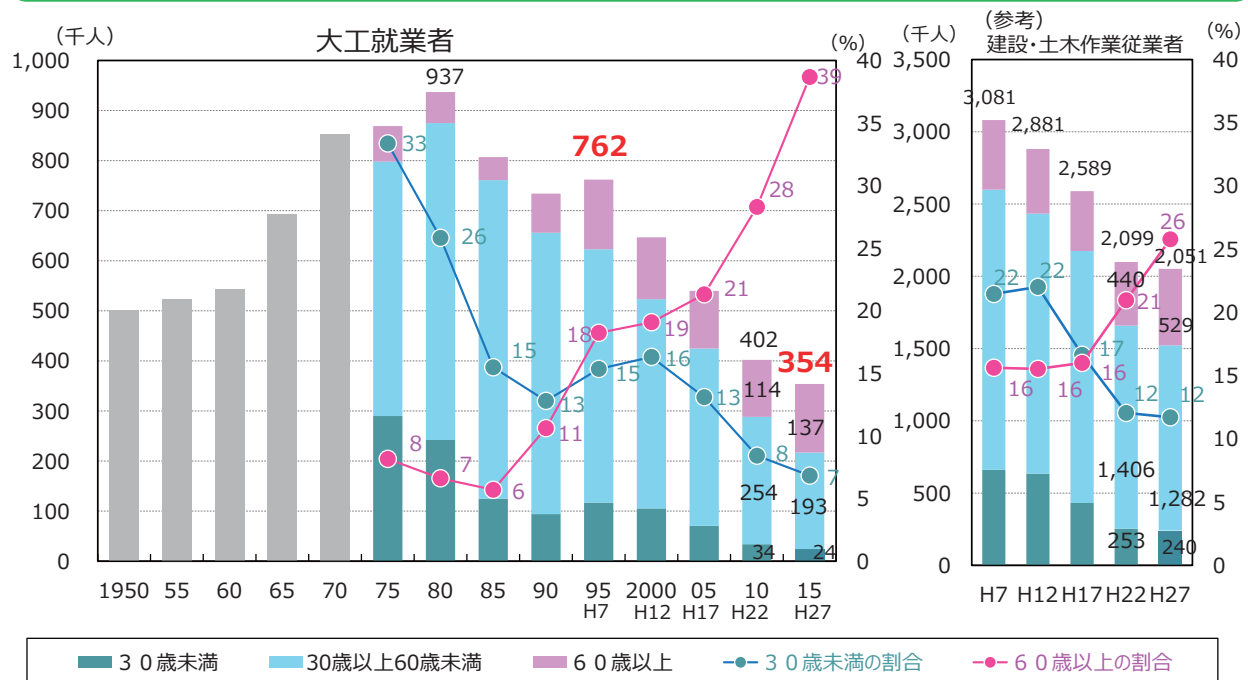
（資料）国民経済計算等（実質値）

最近10年間の住宅着工戸数



7

- 木造住宅の担い手である大工就業者数は、平成27年に約35万人と、20年間で半減。
 人数の減少率と高齢化（60歳以上の比率）は、建設業従業者(全体)に比べて大きい。



Ⅱ 木造住宅の振興施策等

2. 地域型住宅グリーン化事業

地域型住宅グリーン化事業

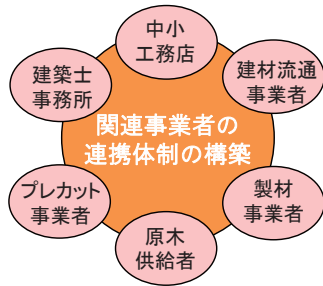
令和2年度予算額 : 135億円
令和3年度概算要求額 : 140億円

地域における木造住宅の生産体制を強化し、環境負荷の低減を図るため、資材供給、設計、施工などの連携体制により、地域材を用いて省エネルギー性能や耐久性等に優れた木造住宅・建築物の整備、住宅の省エネ改修の促進を図るとともに、**若者・子育て世帯**に対して支援を行う。

補助期間：令和3年度～令和5年度

赤字下線部：R3年度拡充要求

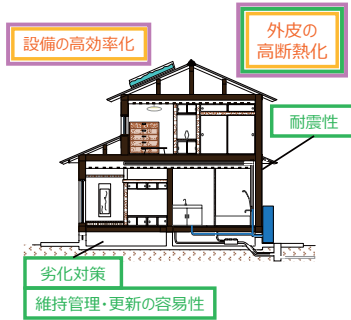
グループの構築



共通ルールの設定

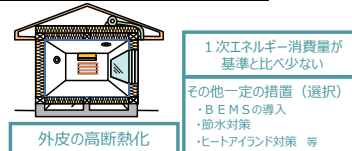
- ・地域型住宅の規格・仕様
- ・資材の供給・加工・利用
- ・積算、施工方法
- ・維持管理方法
- ・その他、グループの取組

補助対象（住宅）のイメージ



※ 対象地域の重点化
住宅の新築について、防災の観点から補助対象地域を重点化。

補助対象（建築物）のイメージ



長寿命型

長期優良住宅

※ 1次エネルギー消費量が省エネ基準△20%となる場合、30万円/戸補助限度額を引き上げ

補助限度額

110万円/戸 ※1

高度省エネ型

認定低炭素住宅

110万円/戸 ※1

性能向上計画認定住宅

110万円/戸 ※1

ゼロエネ住宅型

ゼロ・エネルギー住宅

140万円/戸 ※2

※ 寒冷地、低日照地域、多雪地域に限って、Nearly ZEHを補助対象に追加

※1 4戸以上の施工経験を有する事業者の場合、補助限度額100万円/戸

※2 4戸以上の施工経験を有する事業者の場合、補助限度額125万円/戸

・地域材加算………主要構造材（柱・梁・桁・土台）の過半に地域材を使用する場合、20万円/戸を限度に補助額を加算

・若者・子育て世帯加算

① 玄関・キッチン・浴室又はトイレのうちいずれか2つ以上を複数箇所設置する場合、30万円/戸を限度に補助額を加算【三世帯同居加算】

② 40歳未満の世帯又は18歳未満の子を有する世帯が良質な住宅の整備を行う場合、30万円/戸を限度に補助額を加算

省エネ改修型

省エネ性能が一定程度向上する断熱改修

50万円/戸

優良建築物型

認定低炭素建築物など一定の良質な建築物

1万円/㎡（床面積）

10

令和2年度 地域型住宅グリーン化事業 採択結果概要 国土交通省

エリア	都道府県	グループ数 (事務局所在)	エリア計	エリア	都道府県	グループ数 (事務局所在)	エリア計
北海道	北海道	16	16	近畿	滋賀県	11	102
東北	青森県	19	113		京都府	10	
	岩手県	20			大阪府	36	
	宮城県	19			兵庫県	26	
	秋田県	13			奈良県	11	
	山形県	19			和歌山県	8	
	福島県	23			中国	鳥取県	
関東	茨城県	11		島根県		5	
	栃木県	11	岡山県	12			
	群馬県	13	広島県	15			
	埼玉県	17	山口県	10			
	千葉県	10	四国	徳島県		4	27
	東京都	38		香川県	10		
	神奈川県	18		愛媛県	9		
	山梨県	7		高知県	4		
北信越	新潟県	21	66	九州・沖縄	福岡県	37	100
	富山県	8			佐賀県	8	
	石川県	7			長崎県	10	
	福井県	9			熊本県	11	
	長野県	21			大分県	9	
東海	岐阜県	13	86		宮崎県	12	
	静岡県	35			鹿児島県	11	
	愛知県	29			沖縄県	2	
	三重県	9					

採択グループ数: 681件

11

令和2年度 地域型住宅グリーン化事業 採択結果概要 国土交通省

令和2年度採択グループ(681グループ)のうち、畳、和瓦、襖・障子、漆喰の活用について何らかに取り組むとしているグループ数

ルールの種別	グループ数
畳の活用	460
和瓦の活用	302
襖・障子の活用	372
漆喰の活用	20

12

令和2年度 地域型住宅グリーン化事業 共通ルールの例 国土交通省

ルールの種別	取組事例
畳の活用	・置き畳や和コーナー等、洋間中心の生活の中に畳を取り入れるスタイルを提案する。 ・LDKと繋がった空間に和室(畳)のあるインテリアプランを推奨する。 ・伝統的な素材に「備後表」があるため、和室や畳の意匠に取り入れる。 ・和室がある場合は、熊本県産畳表を使用する。
和瓦の活用	・瓦仕様はすべて三州瓦とする。 ・淡路瓦の積極的な採用を推進する。 ・伝統的なデザインである石州瓦を積極的に活用する。 ・標準プランにおいて和瓦を設定し、和瓦の活用を推奨している。
襖・障子の活用	・因州和紙を使った建具等の提案を推進する。 ・襖・障子に石州和紙の採用を推奨する。 ・和室や畳コーナー等のサッシには内障子の採用を提案する。 ・和洋室それぞれに合うデザインの襖を提案し、使用を推奨する。
漆喰の活用	・漆喰を用いた内装の提案をする。 ・外部に木・漆喰など、内部に珪藻土などの自然素材を推奨する。 ・外壁に漆喰を使用し、姫路城を含む城下町の景観との調和を図る。 ・土佐漆喰・土佐和紙・竹細工などの伝統素材に創意工夫を加え活用する取り組みを行う。

13

採択されたグループの検索

消費者や事業者がグループを検索しやすいよう、採択グループの情報を、事務局の所在地毎に整理して掲載しています。

地域型住宅グリーン化事業評価事務局Webサイト
<http://chiiki-grn.jp/>

(1) PDFでグループ一覧を見たい場合

Step1 トップページ左側の「6 採択の結果」をクリック

Step2 「地域型住宅グリーン化事業 採択グループ一覧」をクリック

(2) HTMLでグループ一覧を見たい場合 または
 各グループの詳細な取組内容を知りたい場合

Step1 トップページ左側の「6 採択の結果」をクリック

Step2 「地域型住宅グリーン化事業 採択グループ一覧」の下から
 グループ事務局が所在する地域を選択

Step3 確認したいグループの「適用申請書」をクリック

<問合せ先>

地域型住宅グリーン化事業 評価事務局

(一般社団法人木を活かす建築推進協議会内)

電話：03-3560-2886



(1)→

(2)→

↑ Webサイト

14

補助実績のある工務店・グループの取組内容の検索

消費者が木造住宅の建築を検討する際の参考となるよう、地域型住宅グリーン化事業を活用して木造住宅を建設した実績がある中小工務店及び採択グループの取組内容を検索できます。

グリーン化事業補助中小工務店の検索サイト
<https://chiiki-grn.kennetserve.jp/>

地域を選択するだけの簡単な操作で、補助実績のある中小工務店及び採択グループの取組内容の検索が可能。

<検索手順>

Step1 都道府県を選択

Step2 調べたい項目（グループの取組内容/工務店）を選択

Step3 一覧表から詳細を確認

<問合せ先>

地域型住宅グリーン化事業 評価事務局

(一般社団法人木を活かす建築推進協議会内)

電話：03-3560-2886



↑ 検索サイトトップページ

15

Ⅱ 木造住宅の振興施策等

3. 大工技能者等の担い手確保・育成事業

16

木造住宅・都市木造建築物における生産体制整備事業

令和2年度予算額 : 5億円
令和3年度概算要求額 : 6億円

木造住宅の担い手である大工技能者の減少・高齢化が進む中、木造住宅及び都市部における非住宅や中高層の木造建築物（都市木造建築物）の生産体制の整備を図るため、民間団体等が行う大工技能者等の確保・育成の取組や、拡大余地のある都市木造建築物を担う設計者の育成・サポート等の取組に対する支援を行う。

(1) 大工技能者等の担い手確保・育成事業

民間団体等が複数年計画に基づき実施する、大工技能者等の確保・育成の取組を支援。

【事業内容】

① 団体主導型

大工技能者等に関する民間団体等が全国的に実施する大工技能者等の確保・育成の取組に対する支援を行う。

② 地域連携型

地域における複数の大工技能者関係機関が連携して実施する大工技能者等の確保・育成の取組に対する支援を行う。

【補助対象】 大工技能者等の確保・育成の取組に要する費用

団体主導型

大工技能者等に関する団体・協議会（中央組織）

地域連携型

特定の地域における複数の大工技能者等関係団体・機関によるグループ



各団体・地域にとって最適な確保・育成のスキームを構築し、各団体・地域での持続的な取組へと繋げていくことで、将来にわたり大工技能者の能力を発揮できる木造住宅生産体制の整備を図る。

(2) 都市木造建築物設計支援事業

都市木造建築物の設計の円滑化に資する環境を整備する取組及び都市木造建築物を担う設計者を育成・サポートする取組を支援。

【事業内容】

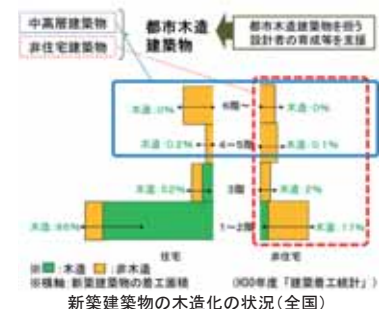
① 都市木造建築物設計支援情報の集約一元化

都市木造建築物の設計に資する技術情報を集約・整理し、設計者へ一元的に提供する情報インフラ（ポータルサイト）の整備に対する支援を行う。

② 都市木造建築物設計者の育成

都市木造建築物の設計に関する講習及び具体的設計に対する技術サポートに対する支援を行う。

【補助対象】 ① 情報インフラ（ポータルサイト）の整備に要する費用
② 設計に関する講習及び具体的設計に対する技術サポートに要する費用



【補助事業者】 民間事業者等

【補助率】 定額

【事業期間】 令和2年度～令和4年度

17

令和2年度「大工技能者等の担い手確保・育成事業」実施グループ

○ 19団体（①団体主導型7団体、②地域連携型12団体）が実施する大工技能者の技能向上のための研修活動や大工技能者が能力・経験に応じた処遇を受けられる環境整備等に対する支援を実施。

【団体主導型】計7団体

No.	事業者	事業名	取組内容の分類 ^{※1}		実施地域	1地域当たりの研修回数 (育成人数)		
			育成	確保		座学	実技	座学 実技
1	全国建設労働組合総連合	建築大工の担い手確保・育成支援事業	○	○	全国 (6地域)	-	30回 (6~7人)	25~30回 (10人)
2	(一社) JBN・全国工務店協会	地域の工務店を中心とした地域連携大工育成プログラムの構築と実証	○	○	全国 (10地域)	1回 (20人)	-	12回 (5~10人)
3	(一財) 住宅産業研修財団	大工志塾	○		全国 (5地域) ^{※2}	9回 (4人)	1回 ^{※3} (全国合同) (27人)	-
4	(一社) 全国木造建設事業協会	災害時に対応するための大工技能者等の技術・技能向上研修会	○		全国 (11地域)	1回 (全国合同) (40人)	-	1回 (15人)
5	(一社) 日本木造住宅産業協会	地域性を踏まえた木造軸組大工技能の短期集合型講習事業	○		静岡 (全国より 参集)	-	-	1回 ^{※3} (全国合同) (12人)
6	(一社) 全国住宅産業地域活性化協議会	地域の建材店を中心とした地域の会大工担い手育成事業	○	○	全国 (12地域)	1回 (20人)	-	12回 (5人)
7	(一社) 全国古民家再生協会	伝統構法に関わる技術者育成プログラム	○	○	全国 (50地域)	-	-	5回 (3~5人)

※1 【育成】…大工技能者等を対象とした木造住宅の新築・リフォーム等に係る研修

【確保】…育成に付随して実施する将来世代の確保（処遇改善等）に向けた取組

※2 当該事業は過年度事業から継続して受講する1~2期生を含めて実施されており、上表は今年度からの3期生に係る記載

※3 宿泊を伴って実施される一連の研修は、1回として計上

18

令和2年度「大工技能者等の担い手確保・育成事業」実施グループ

【②地域連携型】計12団体

No.	事業者	事業名	取組内容の分類		実施地域	1地域当たりの研修回数 (育成人数)		
			育成	確保		座学	実技	座学 実技
1	(一社) 北海道ビルダーズ協会	北海道の工務店ネットワークによる大工育成	○	○	北海道	15回 (10~20人)	-	7回 (10~20人)
2	青森県優良住宅協会	青森大工技能者育成アカデミー2020	○		青森県	6回 (12人)	4回 (12人)	1回 (12人)
3	(一社) 福島県工務店協会	働き方改革取組『雇用環境改善・採用・職場環境・職場定着率』及び『大工技能者における規矩術研修』	○	○	福島県	3回 (15~20人)	12回 (15人)	-
4	(一社) にいがた木造建築協会	新潟の「次世代への若手指導者育成」および「大工職人育成の実践規矩術講習」	○		新潟県	2回 (15人)	6回 (10人)	-
5	(一社) 富士山木造住宅協会	静岡大工育成PROJECT	○		静岡県	-	16回 (10人)	7回 (10~20人)
6	(一社) 宮崎県建築業協会	ひむか大工塾	○		宮崎県	1回 (15人)	12回 (15人)	-
7	(一社) 東京大工塾	「(一社) 東京大工塾」会員工務店の社員大工への大工育成プログラム	○		東京都	1回 (6人)	OJT (6人) (7か月)	-
8	(一社) 石川県木造住宅協会	地域における木造住宅施工技術者育成研修事業	○		石川県	4回 (80人)	-	-
9	愛知県建設団体協議会	地域ネットワークによる大工技能者確保・育成事業	○	○	愛知県	7回 (4~20人)	13回 (4~5人)	1回 (4人)
10	(一社) 東北建設技能協会	被災地東北における大工技能者担い手育成・確保	○	○	宮城県	6回 (10人)	33回 (10人)	
11	日本の伝統的大工塾	地域連携型による伝統的大工の担い手発掘及び育成	○		山形県	4回 (8人)	15回 (4~8人)	8回 (4人)
12	おかやま『安心・快適』住宅研究会	おかやまの木の家担い手育成事業	○		岡山県	5回 (25人)	1回 (25人)	1回 (25人)

19

Ⅱ 木造住宅の振興施策等

4. サステナブル建築物等先導事業 (気候風土型)

20

サステナブル建築物等先導事業(気候風土適応型)

令和2年度予算額 : 90.7億円の内数
令和3年度概算要求額 : 100.7億円の内数

気候風土に応じた住宅の建築技術等に係るリーディングプロジェクトを広く民間等から提案を募り、支援を行うことにより、総合的な観点からサステナブルな社会の形成を図る。

気候風土適応分野(地域の気候風土に応じた環境負荷の低い住宅)の概要

伝統的な住文化を継承しつつも、環境負荷の低減を図るモデル的な住宅の建設に対して、国が掛かり増し費用の一部を補助。

● 補助対象事業者

民間事業者等

● 補助額

【建設工事費】

気候風土に適応した環境負荷の低い住宅とすることによる掛かり増し費用の1/2の額。ただし、補助対象となる部分の建設工事費全体の10%以内又は戸あたり100万円のうち少ない金額を上限額とする。

● 対象プロジェクト

伝統的な建築技術を応用しつつも、省エネ化の工夫や現行基準で評価が難しい環境負荷低減対策等を行うことにより、長期優良住宅や低炭素住宅と同程度に良質なモデル的住宅の建設。

※専門家による評価委員会により、審査を実施。

● 現行の省エネ基準では評価が難しい環境負荷低減を図る取組(想定)

縁側の両側のガラスと障子等によるダブルスキンで断熱効果を向上

通風など建築計画の工夫による冷房負荷等の低減

地域材の多用

◆ 補助対象住宅のイメージ

○ 外観のイメージ



○ 内観のイメージ



○ 土壁で外断熱とした施工のイメージ



21

東京の土壁の家

(H29サステナブル建築物等先導事業(気候風土適応型)採択)
(事業期間H29~30年度)

都市農業が盛んな地域における、自然素材を用いた地域の職人の手による伝統的な構法の住宅

建設地	東京都 練馬区	延べ面積	100.66 m ²	階数	地上 2 階	構法	木造軸組構法
-----	---------	------	-----------------------	----	--------	----	--------

地域の気候風土への適応

- ・夏の風向きに配慮し、南面に掃き出し、全開可能な開口部を設置
- ・風通しを良くするための様々な窓（地窓・天窓）や内部建具（引戸・無双窓）の工夫
- ・雨や夏の陽射しを防ぐための深い軒や庇、緑化等の設置
- ・外装に焼杉を使用し、地域の景観の保全・継承に配慮

環境負荷低減の取組

- ・両側真壁とならない土壁への断熱材の設置や高断熱性能の窓の採用
- ・地域の材料や職方の採用、積極的な外構の緑化、縦格子や大和塀の採用

■ 外観



■ 1 階南側の開口部



■ 寝室の窓



複層ガラス

両側真壁

片側真壁

断熱材の上に
杉腰板施工

22

Ⅲ その他、制度改革関係

23

「建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)」の概要

【平成30年6月27日公布】
【平成30年9月25日／令和元年6月25日施行】

背景・必要性

① 建築物・市街地の安全性の確保

- 糸魚川市大規模火災(H28.12)や埼玉県三芳町倉庫火災(H29.2)などの大規模火災による甚大な被害の発生を踏まえ、建築物の適切な維持保全・改修等により、建築物の安全性の確保を図ることや、密集市街地の解消を進めることが課題

② 既存建築ストックの活用

- 空き家の総数は、この20年で1.8倍に増加しており、用途変更等による利活用が極めて重要
- 一方で、その活用に当たっては、建築基準法に適合させるために、大規模な工事が必要となる場合があることが課題

【既存建築ストックの活用イメージ】



改修前(空き家) 改修後(グループホーム、飲食店、宿泊施設等)

③ 木造建築を巡る多様なニーズへの対応

- 必要な性能を有する木造建築物の整備の円滑化を通じて、木造に対する多様な消費者ニーズへの対応、地域資源を活用した地域振興を図ることが必要

【木材活用ニーズへの対応】



法律の概要

建築物・市街地の安全性の確保

【令和元年6月25日施行】

維持保全計画に基づく適切な維持保全の促進等により、建築物の更なる安全性の確保を図るとともに、防火改修・建替え等を通じた市街地の安全性の確保を実現。

- 維持保全計画の作成等が求められる建築物の範囲を拡大(大規模倉庫等を想定)。
- 既存不適格建築物の所有者等に対する特定行政庁による指導及び助言の創設。
- 防火地域・準防火地域内において、延焼防止性能の高い建築物の建蔽率を10%緩和。

戸建住宅等の福祉施設等への用途変更に伴う制限の合理化

【令和元年6月25日施行】

空き家等を福祉施設・商業施設等に用途変更する際に、大規模な改修工事を不要とするとともに、手続を合理化し、既存建築ストックの利活用を促進。

- 戸建住宅等(延べ面積200㎡未満かつ階数3以下)を福祉施設等とする場合に、在館者が迅速に避難できる措置を講じることを前提に、耐火建築物等とすることを不要とする。
- 用途変更に伴って建築確認が必要となる規模を見直し(不要の規模上限を100㎡から200㎡に見直し)。

大規模な建築物等に係る制限の合理化

【令和元年6月25日施行】

既存建築ストックの多様な形での利活用を促進。

- 既存不適格建築物を用途変更する場合に、段階的・計画的に現行基準に適合させていくことを可能とする仕組みを導入。
- 新たに整備される仮設建築物と同様、既存建築物を一時的に特定の用途とする場合も制限を緩和。

木造建築物等に係る制限の合理化

【令和元年6月25日施行】

中層木造共同住宅など木造建築物の整備を推進するとともに、防火改修・建替え等を促進。

- 耐火構造等とすべき木造建築物の対象を見直し(高さ13m・軒高9m超→高さ16m超・階数4以上)。
- 上記の規制を受ける場合についても、木材のあらわし等の耐火構造以外の構造を可能とするよう基準を見直し。
- 防火地域・準防火地域内において高い延焼防止性能が求められる建築物についても、内部の壁・柱等において更なる木材利用が可能となるよう基準を見直し。

<その他>

【①、②は平成30年9月25日施行。③は令和元年6月25日施行／平成30年9月25日施行】

- ① 老人ホーム等の共用の廊下や階段について、共同住宅と同様に、容積率の算定基礎となる床面積から除外
- ② 興行場等の仮設建築物の存続期間(現行1年)の延長等
- ③ 用途制限等に係る特例許可手続の簡素化

等

24

建築基準法改正による木造建築物の防火規制の合理化(法第21条、27条関係)

国土交通省

改正主旨

中層建築物における木材利用の推進

- 中層建築物の壁・柱等について、すべて耐火構造とすることが必要
- 木造の場合、石膏ボード等の防火被覆で耐火構造を実現
- 木造であることが分かりにくく、木の良さが実感できないとの指摘



構造部材を「あらわし」としている
高知県森連会館
(2階建の事務所※)

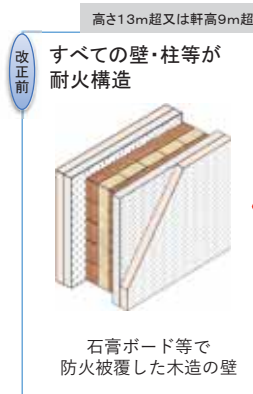
※改正前基準で、2階建は耐火構造は不要

改正概要

1. 構造部材である木材をそのまま見せる「あらわし」を用いることができる範囲(規模・用途)の拡大

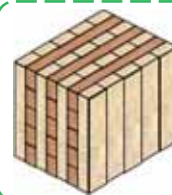
① 規模の拡大

法改正(法第21条第1項) 公布:平成30年6月27日、施行:令和元年6月25日



石膏ボード等で
防火被覆した木造の壁

改正後
建築物全体の性能を総合的に評価することにより、耐火構造以外を可能に



- 通常より厚い木材による壁・柱等
- ・ 火災時も、燃え残り部分で構造耐力を維持できる厚さを確保(「燃えしろ設計」)

○ 消火の措置の円滑化のための設計

- ・ 延焼範囲を限定する防火の壁等の設置
- ・ 階段の付室(一定のスペース)の確保 など

一定の基準を満たす事務所や劇場、ホテル、共同住宅などを「燃えしろ設計」で建築可能※
(例:4階建て事務所→一定の区画毎にスプリンクラーを設置、75分間準耐火構造とする等)

※主として中層を対象とする基準を告示に規定。これ以外は大変認定によって建築可能。

② 用途の拡大

告示改正(法第27条関係) 公布:施行:令和2年2月26日

- 中層の劇場、ホテルなど多様な用途に関して、「燃えしろ設計」を導入

2. 耐火構造等としなくてもよい木造建築物の範囲の拡大

法改正(法第21条第1項) 公布:平成30年6月27日、施行:令和元年6月25日

改正前
高さ13m以下かつ軒高9m以下

改正後
高さ16m以下かつ3階以下

延焼防止上有効な空地の確保

各部分の高さ≤空地の境界線までの距離であること

25

- 防火地域・準防火地域における2mを超える門・塀については、着火そのものを防止するため、不燃材料とすることが義務付けられていた。
- 京都、倉敷などの古い街並みが残る都市においては、既存の住宅を建て替える場合、景観を維持するために木材を使用した門・塀だけでも残そうとする場合があるが、この場合、本体建築物の建替えに合わせて、既存不適格となっている門・塀も不燃材料とすることが必要となり、対応が困難であった。

周囲への延焼を助長しない構造の場合は、
不燃材料としなくとも良いこととする。
(安全性を確保しつつ、木材の利用を可能に)



京都の事例



倉敷の事例

＜具体的な構造方法＞

告示改正(法第61条関係) 公布:令和元年6月21日、施行:令和元年6月25日

- 門・塀に対する規制の目的である「周囲の建築物に対する延焼の防止」を達成できる構造として、次のいずれかの構造とすること
 - ・ 不燃材料で造るか、覆うこと(従来の構造)
 - ・ 土塗り壁(厚さ30mm以上)
 - ・ 厚さ24mm以上の木材で造られたもの

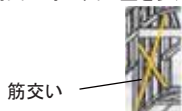
26

在来軸組構法と伝統的構法(特徴的な部材について)

- 伝統的な木造は固い構造のものから柔らかい構造のものまで様々なものが存在。
- 現在の建築基準法では
 - ・ 伝統的な土壁や金物を用いない接合部の強度を個別に明らかにする必要があり使いにくい
 - ・ 柱脚が礎石に固定されていないものは詳細な計算が必要 等の指摘がある。
- このため、伝統的な木造に関して次のとおり基準の策定等を行い、伝統的な木造の建設を行いやすくする。
 - ①伝統的な土塗りの垂れ壁及び腰壁や従来と比較して高耐力の板壁の仕様の追加。
(平成29年9月26日施行 国土交通省告示1100号)
 - ②柱脚を横方向のみ固定した構法について安全性を確保できる設計基準の策定。
(平成28年6月1日施行 国土交通省告示690号、平成29年9月26日施行 国土交通省告示1460号)
 - ③柱脚をすべて非固定とした構法については詳細な計算によるが、容易となるようデータの整理を行う。(公財)日本住宅・木材技術センターにおいてデータベースを公表。
(平成29年3月30日公表 伝統的構法データベース: <http://www.denmoku-db.jp/>)

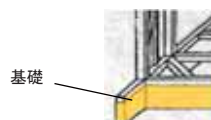
一般的な在来軸組構法

- 筋交い等の固い壁を多用



- 金物による接合部を多用

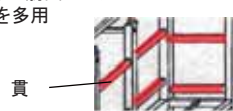
- 基礎(鉄筋コンクリート造)



基礎と固い壁で構成

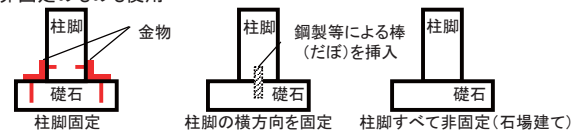
伝統的な木組みによる軸組構法

- 貫や土壁等の筋交いに比べて柔らかい壁を多用



- 原則として接合部に金物を用いない

- 柱脚は非固定のものも使用



固い構造のものから柔らかい構造のものまで様々



27

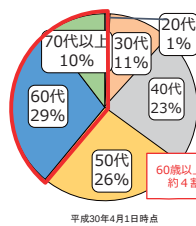
「建築士法の一部を改正する法律(平成30年法律第93号)」の概要

平成30年12月14日 公布・令和2年3月1日施行

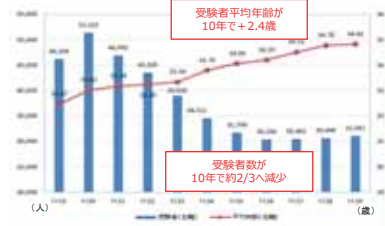
背景・必要性

- 近年の一級建築士試験は、受験者数の急減に加え、受験者の高齢化が顕著。
- 業務を行っている建築士の高齢化が進んでおり、このままの傾向が続く場合、建築物の安全性の確保等において重要な役割を担う建築士人材の確保が困難。

【一級建築士(所属)の高齢化】



【一級建築士試験受験者数・平均年齢の推移】



改正の概要

建築士人材を継続的かつ安定的に確保するため、建築士試験の受験資格を改めること等により、建築士試験の受験機会を拡大する。

具体的には、建築士試験を受験する際の要件となっている実務の経験について、免許登録の際の要件に改めることにより、試験の前後にかかわらず、免許登録の際までに積んでいればよいこととする。

【建築士法第4条、第14条及び第15条関連】

※ 実務経験のみの者が二級・木造建築士免許を受ける場合等を除く。

【改正前】

実務経験は受験要件

(例) 大学を卒業し、一級建築士の免許を取得する場合

【改正前】 大学(4年) → 実務 → 試験合格 → 免許登録

【改正後】 大学(4年) → 試験合格 → 実務 → 免許登録

【改正後】 大学(4年) → 実務A → 試験合格 → 実務B → 免許登録

【改正後】

実務経験は免許登録要件

試験合格 → 免許登録

試験合格 → 実務 → 免許登録

実務A → 試験合格 → 実務B → 免許登録

※ A+B=2年以上

※ 二級・木造建築士についても、原則として、学校卒業直後に受験が可能となるよう措置。

- 建築士を目指す者にとって、建築士試験の受験機会が拡大し、建築士免許の取得に向けた見通しが立てやすくなる。
- 事務所(雇用側)にとって、建築士免許を取得する可能性の高い若手職員を確保しやすくなる。

建築士人材の
安定的な確保

施行日：令和2年3月1日 ⇒ 令和2年建築士試験から適用

28

【省令・告示改正】建築士資格に係る実務経験の対象実務の見直し

令和元年11月1日公布
令和2年3月1日施行

① 実務経験の対象実務の見直し

既存建築物の活用推進など建築士に求められる役割・業務環境の変化や自治体等の審査・検査等の重要性の拡大に対応するため、実務経験の対象実務の見直しを行う。

① 見直し内容

- ✓ 対象実務の考え方に「建築物の調査又は評価に関する実務」を追加するとともに、近年の実務内容の変化や建築士の関与実態の観点から対象実務を拡大

<対象実務の考え方>

設計図書・施工図等の図書と密接に関わりをもちつつ、建築物全体を取りまとめる、建築関係法規の整合を確認する又は建築物を調査・評価するような業務

<対象実務の拡大>

【施行規則改正】

- ・ 対象とする実務に「建築物の調査又は評価に関する実務」を追加 (例：既存建築物の調査・検査、調査結果を踏まえた劣化状況等の評価など)

【告示改正】 従前対象となる実務に加え、以下の実務を追加

- ・ 法令に基づく法人による建築工事の指導監督に関する実務 (例：瑕疵担保責任保険の検査、性能評価、省エネ適合判定、JHFの適合証明など)
- ・ 専門性が高く独自に施工図を作成し、建築物全体又は多くの機能と密接な関係を持つ工事の施工管理に関する実務 (例：鉄骨工事、鉄筋工事、解体工事(4号建築物以外のもの)など)
- ・ 建築行政(従前対象となる建築確認等以外) (例：建築基準法等に係る個々の建築物の審査・検査・指導・解釈・運用や法律に基づき行う認定・審査・判定など)
- ・ 住宅行政(建築物に直接関係する実務) (例：建築物の性能向上等を図る補助金の審査業務、特定空家等の調査など)
- ・ 都市計画行政(建築物の整備に係る実務) (例：市街地再開発事業、土地区画整理事業など)
- ・ 建築に係る教育・研究・開発 (例：建築士試験に係る全科目を担当可能(所属長が該当性を証明)でありかつ設計製図を担当する建築教育の教員など)

② 実務経験に係る確認・審査の厳格化・厳密化

対象実務の拡大と併せて、実務経験は免許登録要件となり、時間をかけて確認・審査が行えるようになることから、確認・審査の厳格化・厳密化を図る見直しを行う。

② 見直し内容

- ✓ 第三者証明を実務を行った「法人による証明」に限定
- ✓ 証明者に対する処分・告発を明確化
- ✓ 申告を求める実務内容を詳細化

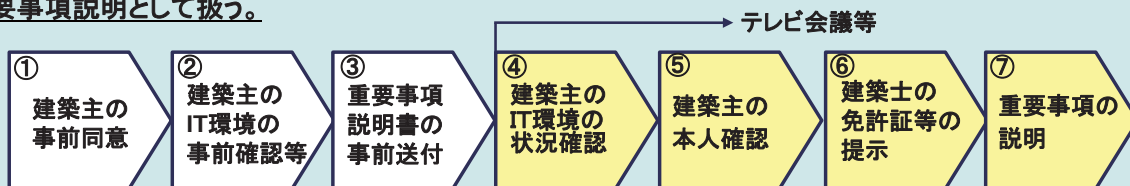
⇒ 上記内容に加え、対象となる実務経験の詳細リストを試験機関及び登録機関のHPにおいて公表し、順次更新する予定。
今回の見直しにより追加する実務は、施行日(令和2年3月1日)以後に行われた実務から実務経験年数に計上。

29

- 建築士法に基づく重要事項説明は、**従来、対面による説明を行うことを前提**として運用。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、対面による説明が困難化している実情等に鑑み、**当面の暫定的な措置**として、**テレビ会議等のITを活用した重要事項説明(IT重説)**を**建築士法の規定に基づく説明として扱う**とともに、**IT重説の恒常化**に向け、**社会実験による検証**を実施。

■IT重説の当面の暫定的な措置(令和2年5月1日から実施)

- **当面の暫定的な措置として、テレビ会議等のITを活用し、以下の方法で実施するものは、建築士法上の重要事項説明として扱う。**



■IT重説の恒常化に向けた社会実験による検証(令和2年6月10日から公募開始)

- 社会実験に参加する団体を公募し、登録・公表。
 - ・公募期間:6月10日(水)~6月30日(火) ・実施時期:12月上旬までに結果報告
 - ⇒8月25日時点で7団体を登録し、905の建築士事務所が参加。
- IT重説を受けた建築主のアンケート票を登録団体が分析し、国土交通省に報告。
- 本社会実験の結果を踏まえ、IT重説の恒常化について有識者等と議論を行う予定。

30

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律

公布日:2019年5月17日

背景・必要性

- 我が国のエネルギー需給構造の逼迫の解消や、地球温暖化対策に係る「パリ協定」の目標*達成のため、住宅・建築物の省エネ対策の強化が喫緊の課題
 - *我が国の業務・家庭部門の目標(2030年度):温室効果ガス排出量約4割削減(2013年度比)
 - *本法に基づく段階的な措置の強化は、「地球温暖化対策計画(2016.5閣議決定)」「エネルギー基本計画(2018.7閣議決定)」における方針を踏まえたもの
- ⇒ 住宅・建築物市場を取り巻く環境を踏まえ、規模・用途ごとの特性に応じた実効性の高い総合的な対策を講じることが必要不可欠



法律の概要

オフィスビル等	オフィスビル等に係る措置の強化 2021年4月1日施行 建築確認手続きにおいて省エネ基準への適合を要件化 ○ 省エネ基準への適合を建築確認の要件とする建築物の対象を拡大 (延べ面積の下限を2000㎡から300㎡に見直すことを想定)	
	複数の建築物の連携による取組の促進 2019年11月16日施行 複数の建築物の省エネ性能を総合的に評価し、高い省エネ性能を実現しようとする取組を促進 ○ 省エネ性能向上計画の認定(容積率特例)*の対象に、複数の建築物の連携による取組を追加(高効率熱源(コージェネレーション設備等)の整備費等について支援(※予算関連))	*新築等の計画が誘導基準に適合する場合に所管行政庁の認定を受けることができる制度。認定を受けた場合には、省エネ性能向上のための設備について容積率を緩和
マンション等	マンション等に係る計画届出制度の審査手続の合理化 2019年11月16日施行 監督体制の強化により、省エネ基準への適合を徹底 ○ 所管行政庁による計画の審査(省エネ基準への適合確認)を合理化(民間審査機関の活用)し、省エネ基準に適合しない新築等の計画に対する監督(指示・命令等)体制を強化	[省エネ性能向上のための措置例]
戸建住宅等	戸建住宅等に係る省エネ性能に関する説明の義務付け 2021年4月1日施行 設計者(建築士)から建築主への説明の義務付けにより、省エネ基準への適合を推進 ○ 小規模(延べ面積300㎡未満を想定)の住宅・建築物の新築等の際に、設計者(建築士)から建築主への省エネ性能に関する説明を義務付けることにより、省エネ基準への適合を推進	
	大手住宅事業者の供給する戸建住宅等へのトップランナー制度の全面展開 2019年11月16日施行 大手ハウスメーカー等の供給する戸建住宅等について、トップランナー基準への適合を徹底 ○ 建売戸建住宅を供給する大手住宅事業者に加え、注文戸建住宅・賃貸アパートを供給する大手住宅事業者を対象に、トップランナー基準(省エネ基準を上回る基準)に適合する住宅を供給する責務を課し、国による勧告・命令等により実効性を担保	

<その他> ○ 気候・風土の特殊性を踏まえて、地方公共団体が独自に省エネ基準を強化できる仕組みを導入

2021年4月1日施行

等

31

建築物省エネ法における現行制度と改正法との比較(規制措置)

	現行制度			改正法	
	建築物	住宅		建築物	住宅
大規模 (2,000㎡以上)	特定建築物 適合義務 【建築確認手続きに連動】	届出義務 【基準に適合せず、必要と認める場合、指示・命令等】		特定建築物 適合義務 【建築確認手続きに連動】	届出義務 【基準に適合せず、必要と認める場合、指示・命令等】
中規模 (300㎡以上 2,000㎡未満)	届出義務 【基準に適合せず、必要と認める場合、指示・命令等】	届出義務 【基準に適合せず、必要と認める場合、指示・命令等】		適合義務 【建築確認手続きに連動】	所管行政庁の審査手続を合理化 ⇒ 監督（指示・命令等）の実施に重点化
小規模 (300㎡未満)	努力義務 【省エネ性能向上】	努力義務 【省エネ性能向上】		努力義務 【省エネ基準適合】 + 建築士から建築主への説明義務	努力義務 【省エネ基準適合】 + 建築士から建築主への説明義務
		トップランナー制度※ 【トップランナー基準適合】 対象住宅 持家 建売戸建			トップランナー制度※ 【トップランナー基準適合】 対象の拡大 対象住宅 持家 建売戸建 注文戸建 賃貸アパート

※大手住宅事業者について、トップランナー基準への適合状況が不十分であるなど、省エネ性能の向上を相当程度行う必要があると認める場合、国土交通大臣の勧告・命令等の対象とする。

32

(参考) 改正建築物省エネ法 附帯決議

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律案に対する附帯決議

平成二十七年六月三日 衆議院国土交通委員会

- 三 戸建住宅を含めた小規模建築物の義務化に向けて、手続きの一層の簡素化等、建築側と審査側双方の負担軽減策を講じるとともに、中小工務店や大工等の技術力の向上に向けた支援を行うなど、制度の円滑な実施のための環境整備に万全を期すこと。併せて、地域の気候風土に対応した伝統的構法の建築物などの承継を可能とする仕組みを検討すること。

平成二十七年六月三十日 参議院国土交通委員会

- 四 戸建住宅を含めた小規模建築物の義務化に向けて、手続の一層の簡素化等、建築側と審査側双方の負担軽減策を講じるとともに、中小工務店や大工等の技術力の向上に向けた支援の拡充を行うなど、制度の円滑な実施のための環境整備に万全を期すこと。あわせて、地域の気候風土に対応した伝統的構法の建築物などの承継を可能とする仕組みを検討すること。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成三十一年四月十七日 衆議院国土交通委員会

- 四 地域の気候風土に対応した伝統的構法による住宅・建築物の建設に支障を与えないよう、省エネ基準の適正化を検討するとともに、伝統的構法による木造住宅等の省エネ性能の向上を引き続き支援すること。

令和元年五月九日 参議院国土交通委員会

- 四 地域の気候風土に対応した伝統的構法による住宅・建築物の建設に支障を与えないよう、省エネ基準の適正化を検討するとともに、伝統的構法による木造住宅等の省エネ性能の向上を引き続き支援すること。

33

省エネ基準の合理化対象とする気候風土適応住宅の仕様の例示

- 気候風土適応住宅については、外皮基準が適用除外となり、かつ、一次エネ基準が合理化される。
(＝標準的な水準の設備の設置のみを要求)
- 説明義務制度の創設とあわせ、本合理化措置の対象となる気候風土適応住宅の具体の仕様を例示。
- 説明義務制度においては、建築士は、設計する住宅が気候風土適応住宅の要件に該当する場合は、合理化された基準への適否について、建築主に説明することとなる。

〈仕様の例示〉

- 一 次のイからハまでのいずれかに該当するものであること
 - イ 外壁の過半が両面を真壁造とした土塗壁であること
 - ロ 外壁が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること
 - ハ 次の(1)及び(2)に該当すること
 - (1) 外壁について、次の(i)から(iii)までのいずれかに該当すること
 - (i) 片面を真壁造とした土塗壁であること
 - (ii) 片面を真壁造とした落とし込み板壁であること
 - (iii) 過半が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること
 - (2) 屋根、床及び窓について、次の(i)から(iii)までのいずれかに該当すること
 - (i) 屋根が化粧野地天井であること
 - (ii) 床が板張りであること
 - (iii) 窓の過半が地場製作の木製建具であること
 - 二 所管行政庁が、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前号に掲げる要件のみでは、地域の気候及び風土に応じた住宅であると認められない場合において、当該要件に必要な要件(例：地域産の木材の使用を必須とする)を付加したものを別に定めている場合には、これに適合していること
- ※ 所管行政庁は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、一、二に掲げる要件では、地域の気候及び風土に応じた住宅であると認められない場合においては、当該要件と同等であると認められるもの(例：萱葺屋根)を別に定めることができる。



土塗壁



落とし込み板壁



地場製作の木製建具



化粧野地
天井

